

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024年 04月 05日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県富士市川成島213番地

氏名 株式会社山恭製紙所

代表取締役 山田信英

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

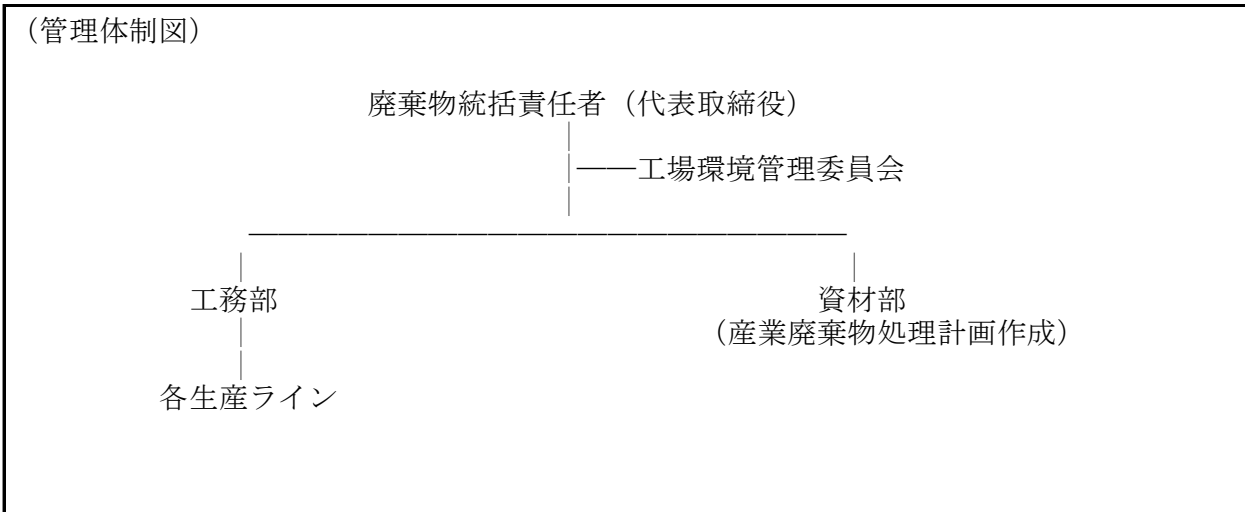
電話番号 0545 - 61 - 0221

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社山恭製紙所		
事業場の所在地	静岡県	富士	市 川成島213番地
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	パルプ・紙・紙加工品製造業		
② 事業の規模	出荷額：1,987百万円 生産量：13,855t		
③ 従業員数	67名		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥：製紙排水を処理した汚泥として発生 → 脱水施設にて減量処理 → 協同焼却施設にて焼却処分・リサイクル 廃プラスチック等：古紙処理時に排出されるフィルム・プラスチック及び製品仕上げ梱包材料の廃棄分等 → 処理業者により焼却処分またはRPF燃料化		

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (令和 5 年度) 実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	汚泥 (泥状のもの)	162, 825. 000 t
	廃プラスチック類	10. 550 t
	紙くず	100. 650 t
	木くず	7. 960 t
	(これまでに実施した取組) 廃プラスチックは業者を通じて焼却後埋立処分。汚泥は社内で脱水中間処理した後、富士製紙協同組合にて焼却処分、大部分を製鉄用薬剤・路盤材として再利用、残りは埋立処分となっている。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	汚泥 (泥状のもの)	162, 000. 000 t
	廃プラスチック類	10. 000 t
	紙くず	95. 000 t
	木くず	7. 500 t
	(今後実施する予定の取組) 生産量の増減により、廃棄物の量は影響を受ける。汚泥が発生量のほとんどを占める。基本的に生産量に比例して発生するが、原料 (古紙) 品質が低下すると増加してしまう。製品品質との兼ね合いもあるが、使用可能な繊維分を含んでいるため、設備増強・技術的な研究・再利用により減少させたい。	

産業廃棄物の分別に関する事項

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

①現状	鉄屑：発生量の多いバインド線については、別管理することで、資源として業者に買い取ってもらっている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) その他鉄屑類は、資源化できるものについて可能な限り別管理を考えていきたい。紙屑については、再利用できるものは原料として使用したい。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
	汚泥（泥状のもの）	0.000 t	160,966.670 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組) 発生量の一番多い汚泥について、中間処理として脱水を行なってる。		
【目標】			

	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量
②計画	汚泥（泥状のもの）	0.000 t	160,142.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
<p>（今後実施する予定の取組）</p> <p>既にこれ以上の脱水は難しい状況であるが、他社との技術協力等で脱水効率の向上等による中間処理を推進する。</p>			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
	(これまでに実施した取組)	

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
		①(t)	②(t)	③(t)	④(t)	全処理委託量(t)
	汚泥（泥状のもの）	0.000	0.000	0.000	0.000	1,858.330
	廃プラスチック類	0.000	0.000	0.000	0.000	10.550
紙くず	0.000	0.000	0.000	0.000	100.650	

	木くず	0.000	0.000	0.000	0.000	7.960
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>処理委託量の約95%を占める汚泥については、富士製紙協同組合にて焼却処分をおこなっている。その後、製紙用薬剤や路盤材としてリサイクルし、残りを埋め立て処分している。</p> <p>富士製紙協同組合では現在リサイクルを積極的に推進しており、リサイクル率9割以上に達し、現在灰を埋め立てている割合は数%である。</p>					

【目標】						
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
②計画	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
	汚泥（泥状のもの）	0.000	0.000	0.000	0.000	1,858.000
	廃プラスチック類	0.000	0.000	0.000	0.000	10.000
	紙くず	0.000	0.000	0.000	0.000	95.000
	木くず	0.000	0.000	0.000	0.000	7.500
	（今後実施する予定の取組） 発生する汚泥の量は、生産量に一番の影響を受ける。また製紙業として使用する古紙の品質については年々劣化傾向にあり、古紙リサイクルが進むにつれて、汚泥も増加する傾向にある。会社単独で委託量を大幅に減少させることは難しい面もある。富士製紙協同組合の活動に積極的に参画し、組合を通じてリサイクル率向上に努めたい。 製品品質向上を目指した結果、紙屑が増加することが確実であるが、増加分をなるべく抑えたい。 また廃プラスチックについては、発生減に努めたい。					
※事務処理欄						

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。